

乙第1号議案

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員特殊業務手当の支給額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。